⑸　発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、⑴に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、⑵から⑷までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑹　発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、獣医師会、生産者団体、防疫作業に係る民間事業者等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

⑺・⑻　（略）

３・４　（略）

５　豚等の所有者の取組

⑴　２の⑷の大規模所有者は、発生に備えた対応計画を策定するとともに、発生時に的確に防疫措置が講じられるよう、当該対応計画に基づく、必要な人員、資材等の準備、選択的殺処分時の作業動線（ワクチン接種区域内の農場に限る。）等の作成を行う。

⑵　１から４までに規定する農林水産省、地方公共団体等の取組に協力する。

第３－１　浸潤状況を確認するための検査

１　（略）

２　抗体保有状況調査

ワクチン非接種区域において、都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95％の信頼度で５％の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

３　（略）

４　野生いのししの調査（法第５条第３項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を行う。

５・６　（略）

第３－２　予防的ワクチン

１　予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

⑴　豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺等を原則とし、予防的なワクチンの使用については慎重に判断する必要がある。

⑵・⑶　（略）

⑷　都道府県知事は、知事認定獣医師が⑶の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行っていた農場に対して、⑵の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師若しくは登録飼養衛生管理者による接種を行わせるものとする。

⑸　発生時には、都道府県内の危機管理部局等の関係部局及び近隣の都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの関係者との間で連絡窓口の明確化、地域の豚等の飼養状況、⑴に基づき事前に策定した動員計画及び調達計画、⑵から⑷までの取組状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑹　発生時に都道府県内の危機管理部局等の関係部局、近隣の都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実行できるよう、国が示す防疫スケジュールに即して、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図る。

また、家畜市場等の家畜を集合させる催物やと畜場等の施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの催物・施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

⑺・⑻　（略）

３・４　（略）

（新設）

第３－１　浸潤状況を確認するための検査

１　（略）

２　抗体保有状況調査

都道府県は、当該都道府県内の農場戸数に応じて、95％の信頼度で５％の感染を摘発できる数の農場について、抗体保有状況調査（原則として、エライザ法による調査とする。）を実施する。

３　（略）

４　野生いのししの調査（法第５条第３項）

都道府県は、関係機関、猟友会等の関係団体等の協力を得て、野生いのししの生息状況の把握に努めるとともに、豚熱ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、豚熱ウイルス及びアフリカ豚熱ウイルスの感染の有無の調査を強化・徹底する。

５・６　（略）

第３－２　予防的ワクチン

１　予防的ワクチン接種に対する基本的な考え方

⑴　豚熱のワクチンは、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にし、発生拡大の防止や、清浄性確認の際に支障を来たすおそれがある。

このため、ワクチンの使用については、慎重に判断する必要があり、我が国における豚熱の防疫措置は、早期発見と患畜及び疑似患畜の迅速なと殺を原則とし、予防的なワクチンの接種は原則行わないこととする。

⑵・⑶　（略）

⑷　都道府県知事は、知事認定獣医師が⑶の①の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行うべき農場に対して、⑵の接種命令に基づく家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。